

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

株式会社ライムイシモト

法人番号 6310001008212（長崎県知事許可 第 000721 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 7 年 9 月 1 日～令和 7 年 1 1 月 3 0 日）

3 取引停止の理由

当該業者は、建設業法に基づく経営事項等評価申請書において、水増しした完成工事高を計上し審査を受けたことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 7 年 6 月 1 3 日に長崎県知事より 4 5 日間の営業停止処分を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 7 年 9 月 1 日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長 松 尾 清 一